

おおい町ケーブルネットワーク施設有料放送受信契約約款

(趣旨)

第1条 この約款は、おおい町ケーブルネットワーク施設の設置及び管理に関する条例(平成18年おおい町条例第193号。)に基づき、おおい町(以下「甲」という。)が、おおい町ケーブルネットワーク施設を通じ、有料放送番組を受信契約者(以下「乙」という。)に提供するに当たり必要な事項を定めるものである。

(契約の単位)

第2条 有料放送番組の受信契約(以下「受信契約」という。)は、第8条に規定するキャッシュカードごとに行うものとする。

(契約の成立)

第3条 受信契約は、乙がこの約款を承諾の上、有料放送受信契約申込書(別紙様式1)により甲に申し込み、甲がこれを承諾したときに成立する。

(契約期間)

第4条 契約期間は、契約成立の日から3年間とする。ただし、契約期間満了の日の10日前までに甲乙いずれからも何ら文書による意思表示のない場合には、引き続き1年間自動更新するものとし、以後も同様とする。

(受信料金等)

第5条 有料放送の受信料金は、別表に定める額に100分の110を乗じて得た額とし、受信開始の日の属する月の受信料から、月ごと支払うものとする。ただし、新規で加入する契約については、受信開始の日の属する月の翌々月分の受信料から月ごとに支払うものとする。

2 放送法(昭和25年法律132号)に規定するNHKの受信料は、乙が別途NHKと受信契約を結び、乙が別に支払うものとする。

3 WOWOWの視聴料は、乙が別途株式会社WOWOWと受信契約を結び、乙が別に支払うものとする。

4 社会経済情勢の変化等に伴い受信料金を改定する場合は、甲は、改定の1箇月前までに乙に通知するものとする。

(受信料金の支払方法)

第6条 前条第1項の受信料金は、その月分を前月の25日までに、口座振替の方法により、甲に支払うものとする。ただし、受信開始の日が月の途中の場合又は口座振替手続が間に合わない場合は、申込時にその月分を支払うものとする。

2 甲は、原則として乙に対して請求書及び領収書の発行は行わないものとする。

(セットトップボックス)

第7条 デジタル放送を受信するために必要な機器(以下「セットトップボックス」という。)は、乙が購入し設置するものとする。

(キャッシュカードの取り扱い)

第8条 甲は、セットトップボックス1台に対して、地上デジタル、BSデジタル放送用ICカード(以下「B-CASカード」という。)1枚を乙に対して貸与するものとする。

2 B-CASカードに関する取扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズのCATV専用B-CASカード使用許諾契約約款に定めるところによる。

なお、CATV専用B-CASカード使用許諾契約約款[別表]カード再発行費用に規定するカード再発行費用は、2,160円(消費税込み)とする。

(契約の解約)

第9条 乙は、受信契約を解約しようとするときは、月の15日までに、有料放送受信解約申出書(別紙様式2)により甲に申し出なければならない。この場合において、申出に係る契約の解約は、当該月末をもって成立するものとする。

2 乙は、前項の規定による申出をする場合には、B-CASカードを甲に返却しなければならない。

(契約内容の変更)

第10条 乙は、受信契約内容を変更しようとするときは、月の15日までに、有料放送受信契約変更申出書(別紙様式3)により甲に申し出なければならない。この場合において、申出に係る契約の内容は翌月1日から変更するものとする。

(契約の解除等)

第11条 甲は、乙が第5条第1項の受信料金を支払わない場合は、有料放送番組の提供を停止し、又は受信契約を解除することができる。

(放送一時停止の承認)

第12条 乙は、有料放送の維持管理上必要な計画停電、保守等により、有料放送番組の提供が一時的に停止することを承認する。

(有料放送番組の変更)

第13条 甲は、やむを得ない事情によるときは、有料放送番組の内容を変更することができる。この場合において、甲は変更によって生じた損害の賠償の請求には応じない。

(放送停止による損害の賠償)

第14条 甲は、天災、事変、気象条件、通信衛星若しくは有線放送機器の故障等の不測の事象又は事故による有料放送番組提供の停止によって生じた損害の賠償の請求には応じない。

(定めのない事項)

第15条 この約款に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、甲乙協議の上別表、誠意をもって解決に当たるものとする。

附 則 この約款は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 この約款は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 この約款は、平成28年5月1日から施行する。

附 則 この約款は、平成28年9月30日から施行する。

附 則 この約款は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 この約款は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 この約款は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 この約款は、令和6年6月1日から施行する。

附 則 この約款は、令和6年7月1日から施行する。

附 則 この約款は、令和7年1月10日から施行する。

別表（その1）（第5条関係）

有料番組視聴料金表

番号	番組名	視聴料（税抜）	摘要
101ch	NHK BS1	—	
700ch	NHKデータ放送（天気予報）		
701ch	NHKデータ放送（ニュース）		
191ch	WOWOWプライム	—	3chセット番組「WOWOW」
192ch	WOWOWライブ		
193ch	WOWOWシネマ		
200ch	BS10	1,800円/月	
(備考)			
1 上記の受信料金は、B-CASカード1枚当たりの月額金額である。			
2 NHK（日本放送協会）の受信料金及びWOWOWの視聴料は、受信契約者が直接それぞれの放送局に支払うものであり、この約款に規定しない。			